

改修後mintsの利用に関する大事なお知らせ 2

R8. 2. 6



令和8年2月21日、現在稼働中のmintsに新たな機能①が実装されます。また、既存の機能につき、改修②③を実施します。

1 電子納付機能

改正民訴法等に対応するため、**mintsに電子納付機能を実装**します。もともと、改正民訴法等が施行される**令和8年5月21日までの間は、電子納付機能を利用することはできません**ので、ご注意ください。



新機能①については、**操作マニュアルの更新や操作説明動画の追加を予定していますので、参考にしてください**



なお、改正民訴法等の施行前に、誤って電子納付がされた場合には、その返還作業を速やかに行うことができず相応の時間を要します。また、mintsの手数料納付一覧画面から、ペイジー納付のために必要な情報を確認するのみであることも踏まえ、**電子納付機能の習熟は予定していません**。

2 新規申立てフォームにおける住所欄の入力可能文字数の増加

新規申立てフォームの住所欄には、これまで50文字という上限がありましたが、この度、**その上限を50文字から100文字に増やす改修**を行いました。

3 アカウント情報の氏名の入力可能文字にアルファベットを追加

mintsのアカウント情報の氏名欄には、これまでアルファベットによる入力ではできませんでしたが、法人等にはアルファベットが含まれることもありますので、この度、**アルファベット入力を可能とする改修**を行いました。



新規申立てフォームの利用習熟期間について

新規申立てフォームの利用習熟期間について、これまで、3月中旬頃を期限とする旨を案内していましたが、この度、この期間を5月まで延長し、その具体的な日を**5月15日**とすることとしましたので、ぜひご活用ください。